

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案

札幌市印鑑条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

(1) 第12条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して、端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものに限る。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、区長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(2) 第13条中「各号」の次に「(前条第3項の規定による申請にあつては、第1号及び第2号を除く。)」を加える。

(3) 第14条中「印鑑登録証明書の交付の」を削り、「ときは、当該」を「ときは当該」に改め、「対し、」の次に「同条第3項の規定による申請があつたときは当該印鑑登録者に対し、それぞれ」を加える。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアの端末機で交付するサービスを開始することに伴い、新たな印鑑登録証明書の交付方法を定めるため、本案を提出する。